

平成十九年十二月二十五日受領
答弁第三三三六号

内閣衆質一六八第三三六号

平成十九年十二月二十五日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の対応に関する再質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の対応に関する再質問に対する答弁書

一及び四について

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（以下「宣言」という。）については、例えば、外務省総合外交政策局人権人道課の職員から、平成十九年九月十四日に先の答弁書（平成十九年十二月十四日内閣衆質一六八第二九七号）二についてでお答えした省庁に対し国際連合総会本会議において宣言が採択された事実を周知したことを始め、必要に応じて連絡を取り合ってきているが、会議要旨等の形式で記録にしているものではなく、そのすべてについてお答えするのは困難である。

二及び三について

お尋ねの「御相談」については、様々な形態があり得るが、いずれにせよ、政府としては、関係省庁間の連絡を通じて先の答弁書（平成十九年十月五日内閣衆質一六八第五三号）三及び四について述べたような考えを共有しており、適切に対応しているものと考えている。